

令和4年度・令和5年度整備分

「地域生活支援拠点事業所」開設事業者募集要項

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

1 はじめに

- 本市では、共同生活援助などの障害者福祉施設は、「第6期名古屋市障害福祉計画・第2期名古屋市障害児福祉計画」に基づき見込量等を定めています。このうち地域生活支援拠点事業所に関しましては、令和5年度末までに、市内「16か所」での実施を掲げております。
- 今般、令和4年度及び令和5年度の整備を希望される事業者の募集を行います。整備を希望される事業者におかれましては、この要項及び関係法令（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下「障害者総合支援法」という。）、建築基準法、消防法等）、関係条例、名古屋市地域生活支援拠点事業実施要綱（以下「実施要綱」という。（別添1））等を十分にご理解の上、協議いただきますようお願いいたします。
- 協議時に提出された書類及びプレゼンテーションにより、評価委員による評価を行い、その結果に基づいて開設事業者を選定します。
- 募集を開始しますが、補助金の交付については、各年度の予算成立を前提とします。

2 地域生活支援拠点事業所

地域生活支援拠点事業所（以下「拠点事業所」という。）とは、障害者総合支援法に規定する共同生活援助と短期入所を組み合わせた事業所です。概要は、（別添2）を参照してください。

地域の事業所等と連携しながら、地域で生活する障害者等の緊急時受け入れを行い、施設入所者等が地域生活を体験する事業所で、要件は以下のとおりです。

【共通】

- 原則として同一法人の運営する短期入所を2床以上併設した、共同生活援助住居であることが必要です。[要件1]
- ただし、既存の共同生活援助住居と短期入所事業所が同一区内で別事業所である場合、それらを一つの拠点事業所とすることができます。[要件2]
共同生活援助住居及び短期入所事業所の一方又は双方が同一区内の複数事業所を組み合わせ一つの拠点事業所とすることもできます。[要件3]
- また、共同生活援助住居及び短期入所事業所を同一区内で別法人が運営する場合（以下、「コンソーシアム」という。）も、一つの拠点事業所とすることができます。[要件4]
※各要件の概要は（別添3）を参照してください。
- 地域の障害者基幹相談支援センター、自立支援連絡協議会及び日中活動サービスを始めとする障害福祉サービス事業所等との緊密な連携を確保してください。
- その他本市との緊密な連携を確保する中で、本市が実施する障害者等の地域生活支援に係る施策に対して積極的に協力してください。
- 障害福祉サービス事業所の運営について、5年以上（令和3年4月1日時点）の経験が必要です。
- 全ての登録要件について、遵守する旨の誓約書を提出してください。

【短期入所】

- 地域の障害者基幹相談支援センターに対し、定期的に空床情報の提供を行ってください。
- 短期入所1床を空床利用用として確保し、緊急時には受け入れを行ってください。一拠点事業所に複数の短期入所事業所がある場合、少なくとも居室1床を緊急利用用として空床確保してください。
- 緊急時受入の可能性がある方について、本人等の了解を得た上で、事前に短期入所の利用に必要な情報を登録し、必要に応じて情報を更新してください。

【共同生活援助】

- 共同生活援助1床を体験利用用として確保し、体験利用について積極的に取り組んでください。一拠点事業所に複数の共同生活援助住居がある場合、少なくとも居室1床を体験利用用として空床確保してください。

3 募集内容

(1) 募集対象施設及び募集数

- 拠点事業所 5か所程度

(2) 募集する区域

- 東ブロック、西ブロックに属する区域 ※

※障害者基幹相談支援センターのブロック単位で4拠点事業所ずつ整備予定です。
各ブロックの区域については、下表を参照してください。

【地域生活支援拠点事業所の整備状況】

ブロック名	区名	整備状況		(単位：か所) 今後の協議件数 (予定)
		R4. 4. 1 予定	計	
東	千種	1	1	3
	名東	—		
	中	—		
	昭和	—		
西	中村	1	2	2
	中川	1		
	熱田	—		
	港	—		
南	瑞穂	1	4	終了
	天白	—		
	南	2		
	緑	1		
北	東	—	4	終了
	守山	2		
	北	1		
	西	1		
計		1	1	5

(3) 整備する期間等

- 施設整備(新築等)を伴う場合は、令和4年度又は令和5年度に整備予定のものです。※
- 施設整備を伴わない場合は、令和4年度から令和5年度中に拠点事業所を開設予定のものです。

※令和5年度に施設を整備(工事完了)し、令和6年度当初に事業開始する場合も対象です。

(4) 事業所の整備形態

- 新築・増築・改築・改修・改修等なし いずれの形態でも構いません。
- 複数事業所を改修等することで拠点事業所とすることも可能です。ただし、国庫補助整備の対象は、いずれか1事業所に係る改修等のみとなります。
- コンソーシアムにより複数事業所を改修等する場合、国庫補助整備の対象は、いずれかの法人の1事業所に係る改修等のみとなります。

※整備対象の詳細については、地域生活支援拠点事業担当までご相談ください。

(5) 選定方法

- 評価委員へのプレゼンテーション及び質疑応答により、事業内容や運営能力等を評価し、その結果に基づいて開設事業者を選定します。

(6) 一拠点事業所への補助（令和3年度単価）

- 緊急時における短期入所での受入（お助けショートステイ）
 - ・ 受入体制確保 1,582,000 円/年（※複数事業所の場合も同額）
 - ・ 受入者の事前登録 13,060 円/人
 - ・ 緊急受入 緊急短期入所受入加算を算定しない日 6,030 円/日
緊急短期入所受入加算を算定する日 4,020 円/日
- 地域生活体験実施（おとしグループホーム）
 - ・ 13,060 円/回（体験前後各1回限度）
- 医療的ケアが必要な者の受入
 - ・ 13,060 円/回 ※お助けショートステイ、おとしグループホーム利用時に加算
- 職員の資格取得・研修参加等費用（補助率50%）
 - ・ 上限100,000 円/年

障害者総合支援法に基づく自立支援給付費とは別に、拠点事業所が実施する事業への補助があります。（補助金の詳細は、（別添4）を参照してください。）なお、当該金額はあくまで現時点の単価であり、補助金額として確約するものではありません。

この他、社会福祉法人・特定非営利活動法人・医療法人には、拠点事業所整備費用の補助金制度があります。詳細は、（別添5）を参照してください。

4 協議資格

(1) 法人格を有する法人又はコンソーシアム（以下、「法人等」という。）であること

事業者指定は法人でなければ受けることができません。そのため、事業者指定を前提とする今回の協議に際しても法人であることが必要です。

また、協議にあたり、法人としての意思決定（理事会の議決等）を経て協議してください。

コンソーシアムの場合、構成法人ごとに実施するサービスの事業者指定を受ける必要があります。また、協議にあたり、法人ごとに意思決定を経て協議してください。

(2) 障害者総合支援法に規定する欠格事由等に該当しないこと

事業者指定にあたっては欠格事由があり、障害者総合支援法の規定により、障害福祉サービス事業者の指定に際し、申請者又は法人の役員が指定の申請前5年以内に障害福祉サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたことがある場合などは、事業者の指定を行うことができません。

そのため、事業者指定を前提とする今回の募集に際しても当該規定に抵触する場合には協議できません。

協議者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員等（暴力団員と密接な関係を有する者を含む。）、名古屋市が行う事務及び事業からの排除対象者であることが判明した場合は、協議を無効とします。また、暴力団員等であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会することがあります。

(3) 障害者総合支援法の規定を遵守していること

障害者総合支援法を始め関係する省令等に定められた基準を満たしていることが必要です。なお、拠点事業所の設備基準の概要については、ウェルネットなごやの「指定申請の手引き」の共同生活援助及び短期入所についての部分をご参照ください。

また、下記に該当する法人等（その法人と代表取締役を同一人物とする法人も含む）は協議できません。

- 最終開設協議書期限日において、障害者総合支援法その他法令に定められた基準を満たしていない法人等
- その他、市長が不適切と認める法人等

(4) 障害福祉サービスの実績

令和3年4月1日時点において、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスの提供実績が5年以上あることが必要です。

(5) 複数の協議

同一の法人等が複数のブロックに応募することも可能です。

※コンソーシアムによる応募の留意事項

コンソーシアムで応募する場合には、コンソーシアムを構成する全ての法人が、協議要件の全てを満たす必要があります。協議にあたっては、(別添6)を参照してください。

5 事業者向け説明会

(1) 内容

本市の拠点事業所の考え方や整備方針、協議にあたっての留意事項等を説明します。協議をご検討中の事業者はできる限りご参加ください。

(2) 日時

令和3年6月30日（水）10時～12時

名古屋市役所西庁舎12階 西12A会議室

（新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインにより実施する場合があります。）

(3) 参加申込

参加をご希望の方は、令和3年6月28日（月）までにP.11「地域生活支援拠点事業所開設事業者向け説明会参加申込書」により、お申し込みください。（一法人2名以内。コンソーシアムの場合は各法人1名ずつ。FAX、メール可）

6 質問の受付及び回答

募集要項の記載内容や協議書類の記載方法等に関する質問は、次のとおり文書により受け付けます。

(1) 文書による質問の受付

P.12「質問送付票」により令和3年7月5日（月）までにメール・FAXでお問合せください。

問い合わせ先は、P.10の「書類の提出先・問い合わせ先」をご確認ください。

(2) 質問に対する回答

質問期間内に質問送付票により提出いただいた質問は、電子メールにて回答します。併せて、ウェルネットなごやに掲載します。なお、受付期間内に提出いただいた質問に対しては、令和3年7月9日（金）までに回答を行う予定です。

7 開設協議の受付

【開設協議申出書の提出期限】

令和3年7月21日（水） 17時まで

（書類確認を行いますので必ず事前に日程調整の上、持参してください。郵送不可）

本募集要項に則り、拠点事業所の開設協議を希望される場合は、P.13「地域生活支援拠点事業所開設協議申出書」を提出してください。

この開設協議申出書の提出をいただいていない場合、以後の開設協議書の受付は行いませんのでご注意ください。



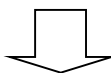
随時、書類確認・図面相談を受け付けます。

【初回開設協議書の提出期限】

令和3年8月11日（水） 17時まで

（ヒアリングを行いますので必ず事前に日程調整の上、持参してください。郵送不可）

初回開設協議書は、開設協議申出書の提出後、開設予定地を確定した上で、上記期限までに図面等の本市が求める書類を提出いただきます。協議書類確認時に、事業者指定申請にかかる図面相談も行います。



随時、書類確認を受け付けます。

【最終開設協議書の提出期限】

令和3年8月31日（火） 17時まで

（ヒアリングを行いますので必ず事前に日程調整の上、持参してください。郵送不可）

最終開設協議書は、初回開設協議書の提出後、上記の期限までに提出いただきます。

※提出先は、名古屋市役所本庁舎1階 健康福祉局障害福祉部障害者支援課です。

※提出期限日が書類受付の最終日ですので、それまでに書類の不足、内容誤り等々がないように担当課職員と十分打合せをし、最終確定した書類を提出してください。

（開設協議書は資料作成等にかかなりの時間を要するとともに、書類確認の中で修正等が生じることが考えられますので、ゆとりを持った書類作成を心がけてください。）

※提出期限を過ぎた場合においては、いかなる理由であっても受理いたしません。

8 提出書類

○ 別にお示しする提出書類一覧のとおり提出していただきます。

※「開設協議申出書」、「開設協議書」等につきましては、ウェブサイト「ウェルネットなごや」よりダウンロードし、ご利用ください。

○ 提出された書類は、返却しません。

○ 開設協議書は項番ごとにインデックスを付し、A4判のフラットファイル（バインダーやビニールファイルは不可）に綴じ、9部（正本1部、副本8部）を提出してください。

○ 提出書類のうち贈与契約書などについては、原本は協議者で保管しておき、原本証明をした（写）を提出して下さい。

原本証明の見本

この写しは原本と相違ありません。

令和 年 月 日

社会福祉法人〇〇会

理事長 〇〇〇〇

9 今後の日程（予定） ※令和4年度整備の場合

	時 期	事 項
令和3年	6月18日	○整備事業者募集開始
	6月28日	○事業者向け説明会参加申込期限
	6月30日	○事業者向け説明会
	7月5日	○「質問送付票」の提出期限
	7月9日	○「質問送付票」への回答期限
	7月21日	○「開設協議申出書」の提出期限（法人→市） ※正式な「開設協議書」の提出前に申出書の提出が必要です。
	8月11日	○「初回開設協議書」の提出期限（法人→市）
	8月31日	○「最終開設協議書」の提出期限（法人→市） ※提出期限日までに、書類の補正・追加を終了し、最終確定した書類を提出してください。
	～9月中旬	○書類内容確認等
	9月27日	○地域生活支援拠点事業所開設等事業者評価委員による評価（プレゼンテーション、質疑応答）
	10月上旬	○事業者の選定
	12月	○社会福祉法人等審査会
令和4年	3月	○名古屋市予算議決
	4月	○国庫補助金協議（市→国）
	6月ごろ	○国庫補助金内示（国→市→法人）
	6月～	○施設整備補助金の交付申請（法人→市）、交付決定（市→法人）
		○施設整備・開設準備
		○入札公告
		○入札
	○着工	
	○事業者指定相談（法人→市）	
	○事業補助金の交付申請（法人→市）、交付決定（市→法人）	
令和5年	1月～2月	○事業者指定申請（法人→市）
	3月	○建物完成、現地確認
	4月	○事業者指定、拠点事業所登録・開設

※上記の日程については、事情により変更になることがあります。

10 事業計画の策定にあたっての留意事項

(1) 障害特性等に配慮した事業所整備

拠点事業所のうち共同生活援助の利用者は障害者、短期入所の利用者は障害児及び障害者です。障害といっても、身体障害・知的障害・精神障害・難病による障害など、その特性や必要な配慮は様々です。また、共同生活援助は長期間利用する方が多数であるのに対し、体験利用の共同生活援助や短期入所は短期間の利用であるなど、利用目的や利用形態も異なります。

新築・改修など事業所の整備形態を問わず、福祉都市環境指針の「設計・施工上の標準としての技術的基準」等に留意の上、障害特性や利用形態等に配慮した事業計画を作成してください。詳細は、(別添7)を参照してください。

(2) 職員の配置計画

拠点事業所の利用者が安心して暮らすためには、建物や設備の整備だけでなく、支援する職員の人数や質も重要になります。また、拠点事業所には地域の障害者基幹相談支援センターや障害福祉サービス事業所との連携が必須ですので、障害者総合支援法の制度についての知識や経験も必要です。

拠点事業所の安定した運営ができるよう、また適切なサービスが提供できるよう、経験のある職員の確保や職員定着のための取り組み、資質向上のための研修など、適正な職員配置計画を作成してください。

(3) 適正な収支計画・事業所開設までのスケジュールの策定

円滑な事業所開設及び開設後の安定的な事業運営を挙証するために提出いただく「事業所整備に係る資金計画(様式8)」に関しては昨今の工事費の高騰等を、また、「開設後の収支見込(様式9)」に関しては自立支援給付費収入の見込みや「職員の配置計画(様式6)」に基づく人件費の積算等を十分精査の上作成してください。

また、事業所開設までのスケジュールに関しては、事業所開設準備期間の精査はもちろん、事業者指定のタイミングと指定のための申請書類の提出期限、職員の確保・研修期間等を十分に確認し作成してください。

(4) 立地条件

共同生活援助事業所については、利用者に対して家庭的な雰囲気の下サービスを提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保する必要があります。

そのため、拠点事業所開設予定地については、地域から孤立することのないよう、住宅地の中にあること、又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあることが必要です。

また、都市計画法の改正に伴い、令和4年4月以降に、災害レッドゾーン(災害危険区域(出水等)、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等)における新規整備が不可となる予定です。計画にあたっては、関係所管庁に事前にご相談ください。

(5) 事業所の所有形態

事業所は、土地及び建物ともに、法人の自己所有であっても賃借であっても構いません。ただし、賃借の場合、利用者を長期にわたって安定的にサービスを提供する観点から、長期の賃借契約の締結を前提とします。

なお、土地等の購入、賃貸借、贈与等の正式な契約は、選定の結果「選定する」旨の通知を受けた後に締結してください。

(6) 建築基準法等関係法令の遵守

事業所の建物は、都市計画法、建築基準法、消防法、関係条例等の遵守も必要です。

○ 新たに事業所を建設する場合

新たに事業所を建設される場合の開発の許可及び確認、また市街化調整区域での整備計画については、事前に名古屋市住宅都市局開発指導課へご相談ください。また、建築にあたっては建築確認申請も必要です。

○ 既存の建物で開設される場合

既存建物を事業所として使用する場合、自己所有、賃貸を問わず、建築基準法上の手続き（用途変更等。建物登記簿記載の「用途」のことではありません。）を要する場合がありますので、必ず事前に所管部署（名古屋市住宅都市局建築審査課又は民間の指定確認審査機関など）で確認してください。

○ 消防法の遵守

消防法令により、一定以上の障害支援区分の利用者が入居している場合のスプリンクラー設備の設置や、自動火災報知設備や消防機関へ通報する火災報知設備等の設置が義務付けられています（構造上の免除要件など一定の条件に該当する場合を除く。）。

その他、集合住宅を利用して事業を実施する場合は、住宅の規模によって建物全体の消防設備に変更が生じる場合があります。

そのため、事前に必ず所轄の消防署に確認のうえ、必要となる防火対策の具体的な内容について対策を計画してください。

○ 労働基準法等の遵守

就業規則等従業者の労務管理については、労働基準法等の遵守が必要です。疑問がある場合には所轄の労働基準監督署にご相談ください。その他、労働保険・社会保険制度の適用等（公共職業安定所や年金事務所への届出）、事業者（事業主）として求められる法令を遵守する必要があります。

(7) 本市上乗せ基準の遵守

本市においては国の省令で定められている基準への上乗せ基準を、以下のとおり条例で定めていますので、遵守してください。

○ 障害の特性に関する研修の実施

障害特性の理解が従業者の資質向上の根本であることを明確にするため、利用者の障害特性の理解を深めるために必要な研修を実施しなければならない。

○ 暴力団の排除

暴力団を利する運営をしてはならない。

○ 食料及び飲料水の備蓄

本市が東海、東南海・南海地震の想定区域であることを踏まえ、利用者及び従業者の3日間分の食料・飲料水を備蓄しなければならない。

（「名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」より抜粋）

(8) 障害者に配慮した利用料

共同生活援助を利用する際に必要な費用及び月額の利用料（家賃等）について、障害者が利用しやすい料金設定にご配慮ください。

11 評価・選定

(1) 評価・選定

地域生活支援拠点事業所開設等事業者評価委員により、提出いただいた開設協議書類、プレゼンテーション及び質疑応答に基づき評価を行い、評価を基に市が選定します。

評価基準の概要についてはP. 14「名古屋市地域生活支援拠点事業所開設事業者評価基準」のとおりです。

評価委員1名あたり100点満点、合計400点満点で、各委員の評点の合計の6割、240点を

最低基準点とし、それ以上の評点を得た協議者を選定候補者とします。ただし、いずれかの項目で「提案内容に問題がある」として 0 点がついた場合は、評価の詳細等を確認の上、選定候補者としなないことがあります。

選定候補者が障害者基幹相談支援センターの各ブロック内で登録又は選定済事業者を含め、「4」より多くなる場合は、評点の高い協議者から順に選定します。

なお、提出いただいた書類に虚偽等がある場合には、協議自体を無効とします。

また、選考後において虚偽等が判明した場合にも選定を無効とさせていただきます。

(2) 評価委員の構成

(五十音順)

委員名	役職等
王子田 剛	愛知県精神障がい者福祉協会 副会長
大曾根 寛	放送大学 特任教授
加藤 義人	岐阜大学工学部 客員教授
手嶋 雅史	椋山女学園大学人間関係学部 教授

※委員と利害関係にある者が協議した場合は、その協議者の協議内容についてのみ、当該委員は評価を行いません。その場合、合計点を評価した委員の数で除し 4 を乗じた点数で、他の協議者の合計点と比較するものとします。

※委員と当該評価にかかる接触の事実が認められた場合には、協議が無効になる場合があります。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、選定される・選定されないに関わらず、協議者すべてに通知します。

(4) 開設事業者に選定されなかった者及び選定された者に対する理由の説明

- 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（名古屋市の休日を含める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 号第 1 項に規定する本市の休日を除く。）以内に、当該協議者が開設事業者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。
- 書面は持参して提出してください。
- 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付場所は次のとおりです。
受付場所：開設協議書類の提出先と同じ
受付時間：午前 8 時 45 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時は除く）
- 非選定理由に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、説明を求めた者に対し書面で行います。
- 書面にて回答を行った後、再度の非選定理由の説明請求は受け付けません。
- ※ なお、当該協議者が開設事業者に選定された理由についても、上記と同様の取り扱いにより説明を求めることができます。

12 その他留意事項

- 初回開設協議書提出後の協議者の都合による事業所開設予定地の変更、最終開設協議書提出後の協議者の都合による開設協議内容の変更は認めません。
ただし、本市が必要と判断した場合、本市から書類の追加及び補正を求めることがあります。
- 書類の提出期限後にやむを得ない事由等で辞退する場合、辞退理由を明記の上、協議代表者名の記名・押印のある辞退届（様式は任意）を提出してください。
- 協議に関し必要な費用は、協議者の負担とします。

- 協議相談、各種書類の提出時は、法人関係者の方に同席願います。代行協議は不可とします。
- 提出書類については、名古屋市情報公開条例（平成12年4月1日条例第65号）に基づく開示の対象となることもありますのでご留意願います。

障害者総合支援法等の確認方法

障害者総合支援法を始め、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」、「指定申請の手引き」、関係通知等の関連資料に関しましては、以下のウェブサイトでご確認ください。

- 厚生労働省法令等データベース <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>
- ウェルネットなごや <http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/top/>
- 独立行政法人福祉医療機構ホームページ <http://www.wam.go.jp/hp/>

書類の提出先・問い合わせ先

「開設協議申出書」、「開設協議書」等の提出は、次までお願いします。なお、ご来庁にあたっては、必ず事前にご連絡をお願いします。

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課施設事業係（市役所本庁舎1階）

地域生活支援拠点事業担当

電話 052-972-3097 FAX 052-972-4149

e-mail: a2560@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(宛先) 名古屋市健康福祉局障害者支援課
地域生活支援拠点事業担当者
F A X 0 5 2 - 9 7 2 - 4 1 4 9 (送信書不要)

令和4年度・令和5年度整備分
地域生活支援拠点事業所開設事業者向け説明会参加申込書

令和 年 月 日

令和4年度・令和5年度整備分地域生活支援拠点事業所の開設事業者向け説明会について、申し込みます。

法人名	
連絡先	連絡先のお名前
	電話番号
参加者の氏名	

※令和3年6月28日(月)までに提出してください。(FAX、メール可)

※コンソーシアムの場合は、それぞれの構成法人から参加申込書をご提出してください。

なお、コンソーシアムの場合、参加者は各法人1名ずつでお願いします。

[参考] 事業者向け説明会の日時・場所

令和3年6月30日(水) 10時~12時

名古屋市役所西庁舎12階 西12A会議室

(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインにより実施する場合があります。)

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課施設事業係 地域生活支援拠点事業担当者 宛
FAX : 052-972-4149
TEL : 052-972-3097

質問送付票

送信日	令和 年 月 日 ()
送信元	法人名 : 所在地 : TEL : FAX : e-mail : 担当者 :
件名	(募集要項のページ数 :)
質問	

令和3年7月5日(月)まで質問を受け付けます。

令和4年度・令和5年度整備分
地域生活支援拠点事業所開設協議申出書

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市長

法人所在地
法人名
代表者職・氏名

令和4年度・令和5年度整備分地域生活支援拠点事業所の開設について、募集要項の趣旨を了承の上、下記により協議を申し出ます。

記

運営形態 *いずれかに○をつけてください	単独法人 ・ 複数法人 (コンソーシアム)
運営場所 *いずれかに○をつけてください	1事業所 ・ 2事業所以上 (事業所)
開設予定地	名古屋市 区

【共同生活援助】

区分	1事業所目	2事業所目
整備区分 *いずれかに○をつけてください	新築・増築・改築・改修・改修等なし	新築・増築・改築・改修・改修等なし
計画定員	名	名
開設予定年月		

【短期入所】

区分	1事業所目	2事業所目
整備区分 *いずれかに○をつけてください	新築・増築・改築・改修・改修等なし	新築・増築・改築・改修・改修等なし
計画定員	名	名
開設予定年月		

法人担当者名：
連絡先電話番号：

注1 コンソーシアムによる協議を行う場合、法人所在地、法人名、代表者、担当者は代表法人について記載してください。

注2 令和3年7月21日(水) 17時までに提出してください。

この開設協議申出書の提出をいただいていない場合は、開設協議書の提出は受け付けませんのでご注意ください。

名古屋市地域生活支援拠点事業所開設事業者評価基準

【協議法人名:社会福祉法人 ○○】

評価項目		評価の視点	主な 審査書類	評点
大項目	小項目			
事業計画書に沿った運営を安定して行う基盤を有していること (10点)	・社会福祉事業運営の実績及び地域生活支援拠点事業所の運営能力があること (10点)	・事業所を企画、運営するための実績・能力があるか	様式2 様式4-1～3	10/8/6/4/2/0
事業目的を効果的に達成すること (80点)	・事業の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること (5点)	・事業所運営の基本理念が確立されているとともに、事業所の設置目的を十分反映した運営方針となっているか ・運営方針は、利用者側の視点を持っているか	様式5-1	5/4/3/2/1/0
	・人材確保・定着の提案が適切であること (10点)	・安定的な人材の確保について具体的な見通しがあるか	様式5-2 様式6	5/4/3/2/1/0
		・研修等、事業実施に必要な資質の向上のための方策が具体的に示されているか ・配置基準を満たしているか、また事業の効果的実施のために資格や経験を有する人材等を配置しているか		5/4/3/2/1/0
	・緊急時の受入についての効果的な事業計画がなされていること【お助けショートステイ】 (20点)	・緊急時に利用者を受け入れることができる体制となっているか	様式5-3	15/12/9/6/3/0
		・色々な障害特性を持っている利用者を出来る限り受け入れるための工夫がされているか ・緊急時受入が必要な方の事前登録を促進できるような効果的な連携方法が提案されているか		5/4/3/2/1/0
	・地域生活体験の取り組みについて効果的な事業計画がなされていること【お試しグループホーム】 (20点)	・地域体験事業の実施体制は希望者を円滑に受け入れられるものになっているか	様式5-4	5/4/3/2/1/0
		・効果的な体験になるよう工夫された取り組みになっているか		10/8/6/4/2/0
		・より多くの方の利用を促進できるような効果的な連携方法が提案されているか		5/4/3/2/1/0
	・地域との効果的な連携が計画されていること (5点)	・障害者基幹相談支援センターや地域の障害福祉サービス事業所等と、より効果的、有機的に連携する計画となっているか(緊急時の受入、地域生活体験に係る連携方法を除く)	様式5-5	5/4/3/2/1/0
	・施設や設備が適切であること (10点)	・バリアフリーになっている等、利用者の生活に配慮したものになっているか	様式5-6 様式10 図面	10/8/6/4/2/0
・緊急時に短期入所で利用者を受け入れる場合に、他の利用者の生活に影響が少ないよう配慮された設計になっているか ・常時の共同生活援助利用者と地域生活体験の利用者双方が、快適に暮らせる等配慮された設計になっているか				
・苦情解決等の体制が適切であること (5点)	・苦情解決や虐待防止等の体制が確立され、利用者個人の権利を擁護するものとなっているか	様式7	5/4/3/2/1/0	
・資金計画が妥当であるか (5点)	・事業所整備に係る資金計画は妥当であるか	様式8 様式9	5/4/3/2/1/0	
	・開設後の収支見込は妥当であるか			
事業実施主体としての総合的な評価等 (10点)	・計画全体としてのバランスがとれているか	全般	10/8/6/4/2/0	
	・事業所の円滑な運営のために実効性のある計画となっているか			
	・開設地のバランスが取れているか			
			合計点	100～0